

平成27年3月議会
第4委員会報告資料

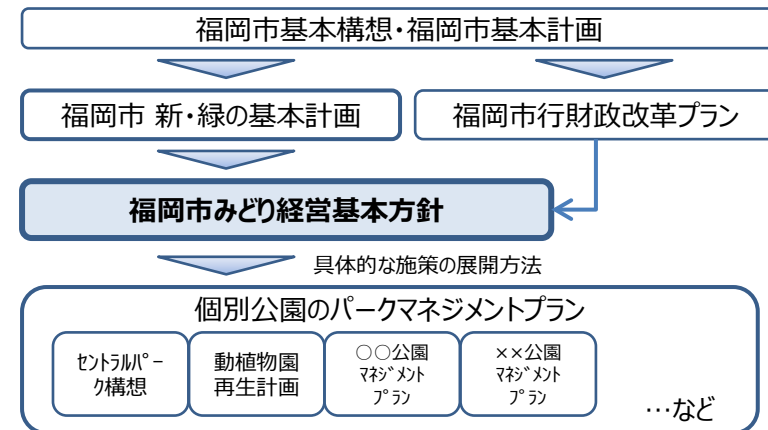
「福岡市みどり経営基本方針（案）」の策定
中間報告について

平成27年3月6日
住 宅 都 市 局

基本方針の目的

- これからの公園や街路樹などの整備・管理運営については、限られた財源の中で、社会状況の変化や市民の多様なニーズに的確に対応する必要がある。
- そこで、これまでの「創る・守る」視点だけでなく、「活かす・育てる」視点を加え施策を展開していく。
- 特に、都市の賑わいや活力の創出に資するみどりの活用や公園を使った地域コミュニティ活動の促進、市民・企業との共働や民間活力の導入などを積極的に進めるため、みどり経営の基本方針を定めるものである。

基本方針の位置づけ



これまでの取り組み・成果

□ 「創る・守る」の施策を推進
 「福岡市 緑の基本計画」「福岡市 新・緑の基本計画」(H11～H32)

● 全市域における緑の面積の維持

実績	昭和60年	平成19年	平成24年
緑被率	60.2%	55.4%	55.5%
保全系の緑	17,736ha	15,222ha	14,884ha
創出系の緑	2,557ha	3,642ha	4,097ha

注：緑被率は4.8%減少、保全系は1,282ha減少、創出系は617ha増加、平成19年～24年は微増、455ha増加。

現状のみどりの課題

- 市民共働のさらなる推進
 (みどりの維持管理を支える新たなパートナーの発掘)
- 維持管理費の削減による管理水準の低下
 - 多様な住民要望への対応
 - 公園愛護会の担い手の高齢化
 - 街路樹等の維持管理への市民共働の拡大 など
 - 公園利用の低下
 - 公園愛護活動の低下
- 収支の改善 (公園の利活用による新たな収入源の確保)
- 維持管理費削減の限界
 - 公園関連歳入の確保 など
- みどり資産の有効活用 (「創る・守る」から「活かす・育てる」へ)
- みどり資産の老朽化の進行、安全性の低下
 - 増大する施設等改修の対象物
 - 花壇づくりの場の提供など地域ニーズに応じた公園の活用 など

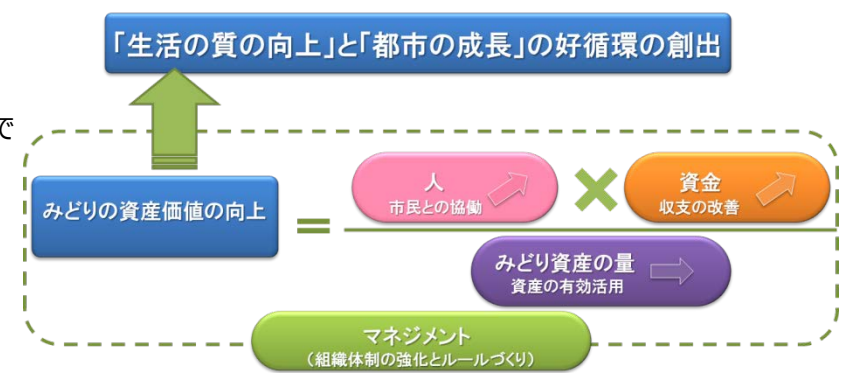
これからの「みどり経営」～創る・守る・活かす・育てる～

これまで蓄積してきたみどりのストックを資産と捉え、みどり資産の量を最適化しながら、効果的・効率的に人材と資金を投入することで、みどり資産の価値を高める

- 「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創り出すため、「みどり資産の価値の向上」を図る。
- 「みどり資産の価値の向上」に向けて、「市民との共働」、「収支の改善」、「資産の有効活用」の3つの視点で施策を展開。「組織体制の強化やルールづくり」により、全体をマネジメント。

□ 具体的な施策

- **視点1：市民との共働** ～市民や企業との共働を促進し、利用・参加しやすいしくみづくり
 - 公園愛護会活動の見直しや拡充
 - 民間活力による賑わいや魅力づくり
 - 維持管理の新たな担い手づくり
 - 指定管理者による自主事業の拡充 など
- **視点2：収支の改善** ～みどりの利活用による収入増と管理の合理化等によるコスト削減
 - 適切な使用料設定や定期的な見直し
 - 官民連携による収益事業の積極的な展開
 - 管理費抑制のための仕様の見直し など
- **視点3：資産の有効活用** ～ニーズに合った再整備、用途・機能転換
 - ユニバーサルデザインの促進
 - アセットマネジメント（長寿命化計画等）の推進
 - 維持管理を考慮した再整備
 - 公園の統廃合や用途・機能転換 など
- **マネジメント** ～施策推進に必要な組織体制の強化やルールづくり
 - 区役所の役割や機能の拡大
 - 規制緩和やルールの弾力的運用 など



具体的な施策の展開方法

● パークマネジメントの推進

個々のみどり資産について、利用者(顧客)と望まれる価値(ニーズ)を把握し、効果的・効率的に施策を展開する



リーディングプロジェクト ～既にスタートした「みどり経営」の取り組み～

視点1 市民との共働

- 活気ある公園づくり事業
- てらす花壇(スポンサー花壇)
- 動植物園サポーター制度

視点2 収支の改善

- 公園駐車場の有料化
- 公園占用料などの改定

視点3 みどり資産の有効活用

- 西南杜の湖畔公園への民間活力導入
- 水上公園への民間活力の導入
- 高宮南緑地(旧高宮貝島邸)の活用
- 公園施設長寿命化計画の策定

マネジメント

- 公園条例の改正(広告等の規制緩和)
- 身近な公園の維持管理の区役所への直轄化